

議案第 5 0 号

八幡浜市通学費補助金交付条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市通学費補助金交付条例の一部を改正する条例

八幡浜市通学費補助金交付条例（平成 1 7 年条例第 8 9 号）の一部を次のよう
に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄
に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
学校	区域	学校	区域
（略）		（略）	
千丈小 学校	（略）	千丈小 学校	（略）
真穴小 学校	真網代地区のうち、大釜		
（略）		（略）	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の八幡浜市通学費補助金交付条例の規定は、この条
例の施行の日以後の通学費に係る補助金について適用し、同日前の通学費に
係る補助金については、なお従前の例による。

提案理由

真網代地区のうち、大釜から真穴小学校に通学する児童の保護者の経済的負
担を軽減するため。

